

相続税納税猶予適格者証明の提出書類

横浜市中央農業委員会

- 1 「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」証明願 < 2部 >
- 2 「別表 特例適用農地等の明細書」 < 2部 >
※証明願と別表の様式は、事前相談の上、窓口でお渡しします。
- 3 全部事項証明書（土地登記簿謄本）（原本還付可★） 3か月以内 < 1部 >
- 4 遺産分割協議書又は遺言書（原本還付可★） < 1部 >
※相続登記が完了し、土地登記簿謄本で確認できる場合は必要ありません。
※添付できる遺言書は、公正証書遺言又は家庭裁判所の検認を受けた遺言に限ります。
※その他、相続関係の事実確認のため別途追加資料を求めることがあります。
- 5 土地・家屋総合名寄帳登録事項証明書等（原本還付可★） < 1部 >
※被相続人のもので、申請地が記載されているものをお願いします。
- 6 公 図（証明書）（原本還付可★） < 1部 >
- 7 案内図（住宅地図に公図の形を図示したもの） < 1部 >
- 8 【生産緑地地区が含まれる場合】
「納税猶予の特例適用の農地等該当証明書」（原本還付可★） < 1部 >
⇒問合せ先：建築局都市計画課 ☎045-671-3510
- 9 委任状（代理人が手続きされる場合、証明願の提出時に必要） < 1部 >

各筆の欄外に主要
作物名を鉛筆で
記入してください

★原本還付可：原本とコピー両方をお持ちいただければ、窓口で確認後に原本をお返しします。

注意事項

- 1 土地改良区内等で一時耕作地及び仮換地中の農地については、それぞれ「一時耕作地証明」・「仮換地指定証明書」が必要です。
- 2 市街化区域内的の農地は、相続時に生産緑地地区に指定されていることが必要です。
- 3 申請地の一部を、農業用倉庫など農地以外に使用している場合は、事前に公図上で場所を特定して図示し、その面積を除外してください。
- 4 申請できる農地は、被相続人の自作地のほか、被相続人が特定貸付け（農業経営基盤強化促進法による利用権設定等）又は認定都市農地貸付け等（都市農地貸借法による認定事業計画に基づく貸付け又は特定都市農地貸付け等）を行っていた農地で、相続人が自ら耕作するか、特定貸付け又は認定都市農地貸付け等を行う農地に限ります。
※詳しくは窓口にてご相談ください。
- 5 証明書を受け取る際は、1件につき300円の手数料と、証明願に記載されている住所氏名等（代理人の場合は、委任状に記載されている住所氏名等）を照合できる顔写真付きの本人確認書類を持参してください。
- 6 税務署への申請については、別途、税務署にご確認ください。

その他

「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」等について

※相続税納税猶予制度の適用を受けている農地については、3年ごとに継続届を税務署に提出しなければなりません。提出の際には、添付書類として農業委員会が発行する「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」等が必要になります。

⇒問合せ先：横浜市中央農業委員会事務局 ☎045-948-2475・2476・2580・2581

ご相談から証明書発行までの一般的な流れ

